

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務警察，産業経済，総合政策建設，文教観光及び環境厚生各常任委員会は，それぞれの委員会室において，6月28日，29日の2日間にわたり所管に係る議案等について審査を行った。

総務警察委員会

(委員長報告 令和5年7月5日本会議)

総務警察委員会での審査結果等の主なものについて，御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案9件につきましては，いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また，専決処分報告2件につきましても，いずれも全会一致で報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず，議案第70号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」のうち警察本部関係では，電動キックボードなど，特定小型原動機付自転車の交通違反への対応について質疑があり，「一般車両の場合と同様に，交通反則切符により対応できる」，「交通違反を反復して行った者に対し，講習の受講を命じることができる」とされたため，講習手数料を新たに設けるものである」との答弁がありました。

委員からは，運用に当たっては，様々な部分に配慮しながら，安全に走行されるよう，周知・啓発などに取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に，議案第72号「離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に関して，同地域における県税の特別措置の適用の対象地区から，過疎地区を除くとされた理由等について質疑があり，「離島振興法に基づく対象地区と過疎法に基づく対象地区が重複していたことから，省令において，過疎地区は過疎法に基づく措置を適用することと整理されたところである」，「課税免除を申請する事業者等にとって，この改正による実質的な影響はない」との答弁がありました。

〔請願・陳情〕

次に，陳情につきましては，新規付託分の陳情3件について，2件を不採択，1件を継続審査とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず，陳情第1001号「鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開について」に関して，「開かれた議会，県民の利便性という観点から領収書等をホームページに公開すべき」として採択を求める意見と，「他県の動きを注視し，県民の注目も高まっていることを含めて，総合的に判断する必要がある」として継続審査を求める意見があり，取扱い意見が分かれましたが，採決の結果，継続審査すべきものと決定いたしました。

次に，陳情第1002号「奄美群島上空での米軍機による訓練飛行禁止を求める陳情書」について，「訓練飛行禁止を米国にしっかり求めていくべき」として採択を求める意見と，「防衛・

安全保障政策については国の専管事項であることから、国の責任において米国政府へ申し入れを行うよう、国に対して要請すべき」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

総務部関係では、地域振興局・支庁庁舎の再整備について説明を受けた後、論議が交わされました。

南薩地域振興局庁舎の再整備に関する整備方針のとりまとめの時期等について質問があり、「本年8月に、本庁舎の位置や駐在機関のあり方等を含めて方針案としてとりまとめる予定であり、9月議会において、その内容についてしっかり説明してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「再整備に当たっては、住民サービスの低下に繋がらないことが最も重要である。地元市町等の意向を十分に考慮しながら方針案をとりまとめていただきたい」との要望がありました。

次に、危機管理防災局関係では、川内原子力発電所の運転期間延長の検証等について説明を受けた後、論議が交わされました。

原子力安全・避難計画等 防災専門委員会 の今後のあり方等について質問があり、「安全性の確保を最優先に考え、引き続き、専門の立場から安全性に関する検証を行い、安全対策、防災対策に生かしてまいりたい。運転期間の延長の検証結果に関しては、原子力規制委員会の審査基準を踏まえ議論いただき、今回のとりまとめに至ったところである」との答弁がありました。

また、運転期間の延長に関する検証の期限について質問があり、「原子力規制委員会における審査の結論が出される前に検証結果の報告をお願いしたいとのみ伝えており、県から専門委員会及び分科会に対して、具体的に期限をお願いしたことはない」との答弁がありました。

委員からは、「検証結果については、相当量の資料をコンパクトにとりまとめ、しっかり情報発信していることについて評価できる」、また、「運転期間延長認可申請に対する原子力規制委員会の審査には、専門委員会において時間をかけて議論してきた対象が、相当程度含まれると理解しており、検証結果については一定の評価をしたい」との意見がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、物価高騰等により、県内経済についても農林水産業や交通・運輸事業などの産業活動に大きな影響が生じている。引き続き、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められることから、『地方財政の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

産業経済委員会

（委員長報告 令和5年7月5日本会議）

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案3件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第67号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算 第2号」のうち、商工労働水産部関係では、「鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業」の対象事業者や支援内容について質疑があり、「県内における対象事業者数の公表はなく、正確な数を把握していないが、県内に事業所を有する特別高圧受電事業者であれば事業の規模や業種は問わない」、「令和5年1月から9月までに使用した電気料金を対象として、支援額は1キロワットアワー当たり1.8円である」との答弁がありました。

委員から、「対象事業者数については、一定の把握をしておくべき」との意見があり、「正確な対象事業者数は把握できていないが、概ねの数字については、企業訪問をする中で把握に努めている」との答弁がありました。

次に、議案第70号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」のうち、農政部関係では、豚熱予防液管理手数料について質疑があり、「1頭当たり1回の手数料を70円とし、他県の状況等を踏まえて設定した」との答弁がありました。

次に、議案第75号「鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例制定の件」では、制度利用の想定件数等について質疑があり、「鹿児島県を除く九州各県は既に条例を制定しており、過去5年の制度利用実績は14例となっている。そのうち半分は熊本地震からの再建に関する事例であり、一例又は二例の利用実績が3県、利用実績なしが3県となっており、利用は限られてくるものと考えている」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、陳情につきましては、新規付託分の陳情7件につきまして、1件を採択すべきもの、2件を不採択とすべきもの、3件を継続審査すべきものとし、残りの1件につきましては、5項目のうち5項目を採択、2項目を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2001号「鹿児島県の家畜保健衛生所の体制整備を早急に進めることを求める件」は、「始良家畜保健衛生所の移転については、これまで本会議や委員会において論議を重ね、予算案を議会で可決した経緯も踏まえ、移転整備計画を推進する必要がある」として採択を求める意見と、「住民が納得いかない状況が起きているため、その状況を丁寧に解消していく努力が必要であり、推移を見守る必要がある」として継続審査を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第2002号「始良家畜保健衛生所の移転先の見直しについて」は、「家畜保健衛生所の移転の必要性は理解しているが、知事が住民の声を聞く機会を求める意見がある中、行政の対応の推移を見守る必要がある」、「住民に対して、県執行部として十分な説明を尽くしていることは理解しているが、引き続き丁寧な説明を求める声が出ていることは受け止めてほしい」との意見があり、採決の結果、全会一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

陳情第2006号「仮称 日置市および鹿児島市における風力発電事業の早期着工について」は、「事業者は、今後、事業実施に必要な各種許認可の手続きを行う必要がある、引き続き状況等を把握しながら委員会で議論を行う必要がある」として継続審査を求める意見と、「許認可が進んでいない中で、採択や継続の判断をすべきものではない」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

最後に、県政一般の特定調査「県の新たなPRキャッチコピー『南の宝箱 鹿児島』を生かした国内外での県産品の販路拡大に向けた取組について」に関して、まず、商工労働水産部関係では、委員から、「販促活動の中での新たなPRキャッチコピーの利活用状況」について質問があり、「物産展や鹿児島フェア等において、『南の宝箱 鹿児島』のロゴを活用したポスターなどの積極的な活用や、ロゴマーク付名刺を作成し、アピールを行っている」、「鹿児島には優れた産品や自然、歴史、文化など色々な宝物が詰まっていることを伝えられるよう取り

組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に農政部関係では、委員から、「ポスター、ポップを制作するに当たって、大将季などの県オリジナル品種7品目の選定理由及びポスター配布先等」について質問があり、「県が育成し、かつ消費者ニーズが高いと思われる、また、県として今後認知度向上を図りたいものを選定した」、「ポスターはA3サイズで5,000枚、B2サイズを7,000枚、ポップを5,000枚、リーフレットを35,000枚作成し、関係市町村、JA、県外事務所等へ配布している。今後は市場や量販店など実際の売り場を中心に配布していきたい」との答弁がありました。

総合政策建設委員会

(委員長報告 令和5年7月5日本会議)

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第67号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算（第2号）」に関し、総合政策部関係の肥薩おれんじ鉄道燃料油価格高騰対策事業の内容について質疑があり、「これまで肥薩おれんじ鉄道と、燃料油価格高騰による経営状況への影響などについて意見交換してきた。支援額については、燃料油価格高騰分を計算した上で、算出している。また、熊本県と協調して、同額を支援することから、同社への支援総額は両県で約1,200万円になる見込みである」との答弁がありました。

また、土木部関係の鹿児島港本港区エリアにおける景観形成ガイドライン（仮称）策定事業について、委員から「スポーツ・コンベンションセンター整備のためのガイドラインではなく、本港区エリア全体の景観・デザインをイメージして良いか」との質疑があり、「スポーツ・コンベンションセンターの景観配慮について取り決め、整合をとることが目的ではない。今後、本港区エリア一帯の再開発が行われる際に、桜島の眺望に加え、例えば、歩いている方が気持ちよく散策していただくような空間を作るための街並み景観など、同エリア全体の景観・デザインの統一性を図るためにガイドラインを策定する。ガイドラインには法的拘束力はなく、どのようなまちづくりをしたいのかという考え方を示すものである」との答弁がありました。

委員からは、「スポーツ・コンベンションセンターや桜島の景観だけでなく、海からの景観なども含めて、しっかりとガイドラインを作っていただきたい」との要望がありました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

総合政策部関係では、デジタル化推進に向けた取組について、集中的な論議が交わされました。

委員から、県有施設のキャッシュレス化の取組について質問があり、「令和4年度は、黎明館などすでにキャッシュレス化されている施設以外の県立体育館や陸上競技場、県立公園などの15施設にキャッシュレス端末を設置した。令和5年度は9施設への設置を検討している」との答弁がありました。

委員からは、「利用者の利便性向上のため、少しずつでも確実に進めて欲しい」との要望がありました。

次に、土木部関係では防災対策について、論議が交わされました。

委員から、本年6月20日からの大雨による瀬戸内町久慈地区の土石流災害の対応について質問があり、「今回の大雨により山頂部から崩壊した土砂が土石流となり、溪流沿いに下流域まで流れ出ている。現地を調査した県の土砂災害アドバイザーによると、土石流は、集落上部の農地に堆積し止まっており、今後雨が降っても集落まで土石流が流れる可能性は低い、溜まっている土砂が浸食され泥水のような形で集落に流れ込む可能性があるとのことであり、応急対策として集落の上部に仮設の導流堤を設置することを検討している。また、同地区の川内川が土砂で埋まっていることから、緊急的に対応するため、河川の埋塞に係る災害復旧事業を活用し、7月には土砂を取り除く作業を進める」との答弁がありました。

また、土木部関係の年間特定調査である鹿児島港本港区エリアの利活用について、集中的な論議が交わされました。

委員から、「応募のあった意見のうち県の政策と合わない内容のものがプレゼン参加者として選定された場合はどう整理するのか」との質問があり、「コンペではないため、選定された意見がそのまま採用されるわけではない。234件のすべての意見の中から参考となるものをつくっていく、利活用のあり方を模索していく考えである」との答弁がありました。

また、北ふ頭へのサッカースタジアム整備を表明した鹿児島市と県の連携について質問があり、「県の連携については、スタジアム整備に関する連携とまちづくりに関する連携の2つがあると思うが、土木部としてはまちづくりの連携をしっかりとっていくことを考えている。予め県の考えを前に打ち出すとか特定の案を否定するといったことではなく、様々な意見を幅広く聞き、議論を進め、利活用のあり方を模索していく考えが大事であり、北ふ頭におけるスタジアム整備については、ランドデザインとの整合性、既存の離島航路や上屋の移転など多くの課題があることは、これまでも市にお伝えしてきている」との答弁がありました。

次に一般調査について申し上げます。

総合政策部関係において、川内原子力発電所運転延長に関する県民の意見募集に関し、現時点での意見提出件数と募集結果の公表方法等について質問があり、「6月27日時点で14件提出があり、原子力規制委員会と九州電力への要請のタイミングに合わせて、件数や内容を県ホームページで公表したい。」との答弁がありました。

また、県民投票条例制定の直接請求に関する今後のスケジュールについて質問があり、「必要とする署名数が7月30日までに集まった場合、市町村選挙管理委員会で9月上旬頃まで署名簿の審査や縦覧等の手続きが行われる。その後、9月中旬頃に、請求者から県に条例制定の請求がなされることが想定される。県は受理後20日以内に議会を招集し、知事の意見を付けて条例案を付議し県議会において審議していただくことになる」との答弁がありました。

文教観光委員会

(委員長報告 令和5年7月5日本会議)

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案2件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案67号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算(第2号)」のうち、教育委員会関係では、国宝霧島神宮防災設備設置補助事業の事業内容等について質疑があり、「霧島神宮については、老朽化等によって防災設備等が不十分であったため、国庫補助を活用し、霧島市とも財源負担しながら3か年計画で同設備を整備するものである」との答弁がありました。

〔請願・陳情〕

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件につきましては、不採択とすべきものとし、請願2件につきましては、取下げを承認いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

県立短期大学の4年制化に向けた検討の場を設けることを求める陳情第4001号及び陳情第4002号については、「県立短期大学については、例年、入学者の9割以上が県内出身者であり、卒業生の就職先の概ね8割が県内であるなど、県立の短期大学として地域の教育ニーズに応えるとともに、若年者の県内定着に高い貢献をしている。現時点で、大学内においても、4年制化について具体の議論はなされておらず、また、4年制化することにより、入学者の県内出身の割合や卒業生の県内就職の割合が現状よりも低下し、若年者の県内定着にマイナスの影響が生じることも懸念される」として不採択を求める意見と、「4年制化を求める声や時代の流れ等をしっかり捉えながら、引き続き議論を重ねていく必要がある」として継続審査を求める意見と、採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

観光・文化スポーツ部関係では、スポーツ・コンベンションセンターの整備に関し、「PFI方式で整備するに当たり、体育館としての機能は担保されるのか。また、運営収支がマイナスになった場合は、一般財源から負担するのか」との質問があり、「スポーツ・コンベンションセンターについては、PFI方式で整備する場合であっても、体育館としての機能が前提であることから、スポーツ利用7割を優先した上で、残りの3割をコンベンションなどの多目的利用で活用することとしている。また、これまでの体育館と同様、小中高生やアマチュアスポーツの方々に、ある程度利用料を抑えて利用していただくために、財政負担を前提とすることを考えている。なお、これらの考え方については、県政出前セミナー等を活用して県民等にも説明しており、引き続き、色々な機会を捉えて説明してまいりたい」との答弁がありました。委員からは、「本来の整備目的である体育館という機能が損なわれないよう進めていただきたい」との要望がありました。

また、PFI方式における要求水準書作成の進め方と、資材高騰等の事業費への反映について質問があり、「要求水準書案は、本年10月に公表し、これに対する事業者との対話を経て、年内に修正版を公表する予定としている。また、資材高騰等の影響については、今後、事業者の意見等も踏まえ、今年度末に事業費に反映することとしている。なお、その上で事業費の精査を行い、再度、従来型手法とPFI方式での価格を精査した上で、改めてVFM（バリュー・フォー・マネー）を算定し、県議会に御説明を行い、御論議いただいた上で、PFI方式の整備を進めて行く予定としている」との答弁がありました。委員からは、「県民に満足のいくサービスを提供できるよう、適正な利益が担保される運営ができるようなスキームとしていただきたい」との要望がありました。

国体・全国障害者スポーツ大会局関係では、運営ボランティアの確保と活動の監督について質問があり、「かごしま大会については募集人数を下回ったが、新型コロナ対策要員がほとんど不要となったことや配置の工夫等により、運営に支障を来さない人数を確保できたところである。また、県職員等のもとで活動いただく予定としている」との答弁がありました。委員からは、「監督する県職員等とボランティアとの連携の齟齬が、競技者や観覧者に影響を及ぼすことから、県職員等が責任を持って対応していただきたい」との要望がありました。

また、大会中のバスとタクシーの確保状況等について質問があり、「バスについては、県バス協会の協力等により、九州各県から延べ約7,000台を確保できたところである。また、式典終了後のタクシー配車等については、県タクシー協会に協力をお願いしている」との答弁があ

りました。委員からは「タクシー不足の状況等は刻々と悪くなっているため、引き続き配慮をお願いしたい」との要望がありました。

次に、教育委員会関係では、楠隼校の共学化と通学生受入れに関し、「当該方針については決定したということか」との質問があり、「令和5年5月の教育委員会定例会で、方針については決定したところであり、最終的には関係規則等を変更していく必要がある」との答弁がありました。

また、「保護者や生徒にもっと十分な説明をすべきではないのか」との指摘があり、「保護者と生徒に対する説明については、特色ある楠隼校の教育を女子生徒や通学を希望する生徒にも広げていきたいという趣旨を分かってもらえるよう、学校とも協議しながら、どのような形で実施するのが好ましいか調整したうえで、丁寧に対応してまいりたい」との答弁がありました。委員からは、「保護者や全校生徒に対し、しっかりと説明会を実施すべき」、「一番懸念されるのは生徒の動揺である。学校とも連携をとって、学校現場でのゆらぎがないよう配慮していただきたい」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「教育環境の整備充実を求める意見書」を国に対して提出したいとの提案がなされ、全会一致で委員会として発議することを決定いたしました。

環境厚生委員会

(委員長報告 令和5年7月5日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案1件につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第67号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算（第2号）」のうち、くらし保健福祉部では、「医療機関物価高騰対策支援事業」に関し、特別高圧での受電やLPガス使用に係る経費の価格高騰分の一部支援について質疑があり、「特別高圧は3施設、LPガスは426施設が対象になると想定している。施設側から申請していただき、支援することを考えている」との答弁がありました。

委員からは、「物価高騰対策としての効果を確実なものとするため、速やかに支給していただきたい」との要望がありました。

[請願・陳情]

次に、陳情につきましては、新規付託分の陳情5件については、4件を継続審査すべきもの、1件を不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第5001号など（仮称）日置市及び鹿児島市における風力発電事業について、建設の取りやめや変更、計画の明確な説明を求める陳情3件に関し、令和4年9月15日付けで発出された17項目の経済産業大臣勧告について、事業者の対応状況を県が確認しているか、質疑があり、「事業者からの相談には随時応じている。また、事業者は事業に関する情報をホームページに発信していることから、必要に応じて連絡を取り、状況を確認するなど対応している」との答弁がありました。

委員からは、「事業計画には無理があり、事業を行うことによって環境に相当な影響が出る

と予想される」などとして、採択を求める意見と「大臣勧告は知事意見を勘案したものである。事業者は今後、大臣勧告を踏まえて評価書を作成することである」として、継続審査を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5002号「子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める件」に関して、制度の見直しの検討について質疑があり、「子育てのしやすい環境整備という観点から、検討を進めることとしている。検討にあたっては、持続可能で安定的に継続できる制度となるよう、本県の財政状況等を勘案したいと考えている。今年度末までにはその結果を示したい」との答弁がありました。

委員からは、「子育て支援は重要であることから、早急に制度を見直すべきである」として、採択を求める意見と、「見直しの検討は速やかに行うべきと考えるが、県は財政状況等も勘案しつつ検討を進めたいとしている」として、継続審査を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

また、陳情第5005号「新型コロナウイルス感染及びそのワクチンの長期安全性の確認をすることを求める陳情」については、「予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査等は、法律において、国の責務として行うものとされている」などの説明がなされ、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

くらし保健福祉部・県立病院局関係では、「虐待防止の取組について」集中的な論議が交わされました。

まず、障害者虐待の主な要因について質問があり、「国の調査では、障害者福祉施設従事者等による虐待の要因として、知識・介護技術等の不足に関する問題などが挙げられている」との答弁がありました。

委員からは、「これから福祉現場や学校現場に就業しようとしている専門学校生や大学生向けに虐待防止をカリキュラムに組み込むなどの取組も考えていただきたい」との要望がありました。

次に、県内の児童相談所における専門職員の配置状況について質問があり、「令和5年4月時点で、児童福祉司を74名、児童心理司を30名配置している」との答弁がありました。

委員からは、「虐待相談のある子どもの背景はそれぞれ異なる。最善の対応がとれるようにするため、専門職員を増やすなど、体制強化に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

環境林務部関係では、「かごしま材の利用拡大の取組について」集中的な論議が交わされました。

委員からは、かごしま材の輸出促進の取組について質問があり、「令和2年度及び令和3年度は、台湾の建築建材展に出展して県産CLTのPRを行った結果、令和4年度のCLTの台湾輸出に繋がった。今年度も国内外の建材展に出展するなどして、輸出を促進してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「国においては、子ども政策の強化が進められているが、昨今の幼児教育・保育の現場における子どもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、子育て世帯が不安を抱えている。安心して子どもを預けられる体制整備は喫緊の課題となっていることから、質の高い幼児教育・保育の提供を図るため、保育士等の配置基準や処遇の改善、保育人材確保に係る予算の確保を求める意見書を国に提出してはどうか」との提案があり、全会一致で委員会としての意見書を発議することを決定いたしました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和5年6月22日)

海外経済交流促進等特別委員会が新たに設置されたことに伴い、委員による初めての委員会が開催された。

協議事項

- 1 委員長互選について
指名推薦により、藤崎剛委員が委員長に選出された。
- 2 副委員長互選について
指名推薦により、柳誠子委員が副委員長に選出された。

(令和5年7月3日)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

調査テーマについて委員間で協議を行った。

〈議会運営委員会〉

(令和5年6月19日)

協議事項

- 1 特別委員会について
各会派等において調整された設置案が示され、設置案のとおり海外経済交流促進等特別委員会を設置することが決定された。
また、各会派等の特別委員会委員の人選結果を6月20日(火)までに事務局に提出することとされた。

[特別委員会設置案]

- ① 名 称 海外経済交流促進等特別委員会
- ② 目 的 アジア諸国等との経済交流等の拡大を図り、県産品の販路拡大や観光振興、外国人材の受入等を促進するため、海外経済交流の促進に関する提言(令和元年度～4年度)を踏まえ、本県の海外経済交流促進策等について調査する。
- ③ 付 託 事 項 海外経済交流の促進等に関する調査
(提言等に基づき、具体的なテーマを委員間協議により設定)
- ④ 設 置 期 間 調査終了まで

- ⑤ 閉会中活動 閉会中も付託事項について調査を行うことができる。
- ⑥ 委員定数 13名
- ⑦ 会派等別割振

	定数	自民党	県民連合	公明党	共産党	無所属	備考
人数	13	9	2	1	1		

2 次回委員会開催日時について

特別委員会の設置手続きの確認などのため、6月22日（木）午前9時30分に開催することとされた。

（令和5年6月22日）

協議事項

1 特別委員会の設置について

特別委員会設置（案）のとおり6月22日の本会議に諮ること、採決方法は、簡易採決とすることが決定された。

2 特別委員の選任について

海外経済交流促進等特別委員名簿が確認され、選任案の採決方法は、簡易採決とすることが決定された。

3 6月22日の議事日程について

議事日程が了承された。

また、本会議で特別委員会の設置及び委員の選任が決定された場合、本会議終了後、正副委員長互選のための委員会を産業経済委員会室で開催することについて了承された。

4 次回委員会開催日時について

7月4日（火）午後1時に開催することが了承された。

（令和5年7月4日）

協議に先立ち、追加議案について、総務部長から次のとおり説明があった。

- 7月5日の本会議に、副知事の人事同意案件1件を追加提案させていただきたいこと。

協議事項

1 討論について

（1）討論区分について

討論区分表（追加議案除く）のとおり、共産党のたいら議員が議案1件及び陳情4件について、無所属の橋口議員が陳情2件について討論を行うことが確認された。

（2）討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮して、討論時間は、共産党は15分以内、橋口議員は5分以内を目途とすることが確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表（追加議案除く）が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 追加議案について

協議の結果、7月5日の本会議に上程すること、質疑は無所属の橋口議員、小川議員が行うこと、質疑時間は答弁を含めそれぞれ10分以内とすること、討論は無所属の平原議員、小川議員、いわしげ議員が行うこと、討論時間は、議題の量、性格を考慮して概ね5分以内とすることが確認された。

また追加議案についての質疑及び討論の通告締切は、7月4日の午後5時までに提出することとされた。

5 意見書案について

委員会提出の意見書案3件について、全会派等賛成で質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 閉会中の継続審査事件について

- ① 議会運営に関する事項について
 - ② 議長の諮問に関する事項について
- とすることが決定された。

7 7月5日の議事日程について

議事日程が了承された。

8 令和5年第3回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは9月8日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

9 その他

議長から「外菌議員から『去る6月23日の本会議一般質問における発言の中で、一部誤解を招きかねない部分があったので、善処していただきたい』との申し出があったので、閉会日の本会議で、私から『外菌議員の発言については、後刻速記を調査の上、措置いたしたい』旨発言したいと考えている。御了承をお願いしたい」との発言があり、了承された。